放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ

概要

目次

第1章	平成19年放送法改正と本研究会における検討の射程	2
第2章	国際放送	
(1)	NHKの外国人向けテレビ国際放送の現状と課題	3
(2)	外国人向けテレビ国際放送の制度整備	4
(3)	JIBのテレビ国際放送の現状と課題	5
第3章	認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則	
(1)	民間放送を取り巻く環境等	6
(2)	認定放送持株会社制度の活用状況等	7
	認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方	8
第4章	NHKのインターネット活用業務	
(1)	現状	
(2)	NHKの要望事項に関する基本的考え方	12
	個別要望事項に対する考え方	13
• •	制度の在り方 ·	14

第1章 平成19年放送法改正と本研究会における検討の射程

平成19年放送法改正について

- 平成19年放送法改正のうち、次の項目について、附則第12条で、「法律の施行後5年を経過した場合において、 (略)検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定。施行 5年後の見直し検討が求められている。
 - ① <u>外国人向けテレビ国際放送</u>
 NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離。また、外国人向けのテレビ国際放送について番組制作等を委託する子会社をNHKが保有すべき旨を規定。
 - ② <u>認定放送持株会社制度</u> 複数の地上基幹放送事業者の子会社化を可能とする認定放送持株会社制度を導入。
 - ③ 有料放送管理業務 受信者保護を図るため、有料放送管理業務を行う者は、業務開始の事前届出と業務運営の適正確保のため の措置を講ずべき旨を規定。
 - ④ 認定基幹放送事業者の事業譲渡に伴う地位の承継 基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、認定基幹放送事業者の地位を承継 できる旨を規定。
 - ⑤ 有料放送の料金規制の緩和 地上放送による有料放送の料金に係る認可制を届出制に緩和。
- また、NHKが放送した番組(番組アーカイブ)をブロードバンド等を通じて有料で提供することを、NHKの業務に 追加。平成20年12月から「NHKオンデマンド」のサービスが開始。4年余り経過し、NHKからインターネット活用 業務に係る制度の在り方について要望が寄せられている。

本研究会における検討の射程

○ 本研究会では、これまで平成19年放送法改正の附則で施行5年後の検討を求められている事項のうち、<u>外国人向けテレビ国際放送と認定放送持株会社制度について検討を行うとともに、NHKのインターネット活用業務について議論</u>。

第2章 国際放送(1)/ NHKの外国人向けテレビ国際放送の現状と課題

(1) 現状

- 〇 平成21年2月、外国人向けテレビ国際放送として24時間の英語放送となったNHKワールドTVは、受信環境整備を進め、 平成24年度末で、視聴可能国・地域、世帯数が約130か国・地域、約1億6000万世帯まで拡大。
- インターネットではNHKのホームページ等を通じて国内外に放送と同時に配信されており、国内では一部のCATV事業者が 放送している。
- 世界各地でのNHKワールドTVの認知度は、必ずしも高いとは言えない状況であり、より一層の普及・促進が喫緊の課題。

(2) 課題

① 海外における認知度の向上

精緻な視聴実態調査やホームページのアクセス数の分析など 視聴者ニーズの把握のための工夫をし、認知度の向上を効果的に推進。

② 海外の受信環境整備

- ・ <u>海外CATV事業者やホテル</u> 等への配信が有効。
- 重点地域を絞ったプロモー ションが効果的。
 - ※ 受信料財源には、一定の限界。

③ 放送番組の充実

・ ローカライズの推進(外国語字幕の付与等) 外国語の字幕等を付与し、現地放送局の放送枠を確保して配信する ことから進めることが現実的。

ニュース番組の強化

④ コンテンツ配信手段の多様化

伝送路、端末、視聴形態の多 様化(<u>TV Everywhere^{注)})への</u> 対応が不可欠な状況。

注)「TV Everywhere」とは、一般に、番組をテレビだけでなく、パノコン、タブレット端末、スマートフォン等でも視聴できるサービスを指すが、本報告書においては、端末のみならず、伝送路や視聴形態の多様化により実現されるサービスという意味合いで使用している。

(3)外国人内げアレビ国際放送の見直しの方向性

- 平成19年放送法改正の趣旨である我が国の外国人向け映像情報発信の強化については、視聴可能世帯数の拡大など一 定の成果を上げたと評価できる。
- 今後とも、<u>①海外における認知度の向上、②海外の受信環境整備、③放送番組の充実、④コンテンツ配信手段の多様化等</u>の課題について、現行制度のもとで、NHKによる取組を充実させることが適当である。
- NHKやJIBからのヒアリングの場において、現行の外国人向けテレビ国際放送に係る制度については、開始、休止及び廃止に係る手続の簡素化を除き、具体的な改正要望は提起されなかった。
- しかし、情報通信分野の技術革新は著しいことから、<u>視聴形態等の多様化、諸外国の動向に対応して、今後も制度を不断</u>に見直していくことが求められる。

第2章 国際放送(2) / 外国人向けテレビ国際放送の制度整備

(1) 開始、休止及び廃止に係る手続の簡素化

【NHKからの要望】

協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止について、 経営委員会が軽微と認めた事項に限り、議決の不要 化

(放送法第29条第1項第1号ト)

協会国際衛星放送の休止及び廃止について、総務 大臣の認可の事後届出化

(放送法第86条第1項関係)

【改正要望に対する考え方】

協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止の手続については、その運用実態を踏まえ、現行法の枠組を逸脱しない範囲内で、簡素化を検討することが適当である。

(2) 国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化

【現状と背景】

- ・ 平成23年以降、NHKは、NHKワールドTVの放送 番組を国内のCATV事業者等に対し、放送と同時に 提供する業務を、総務大臣の認可(放送法第20条第 2項第8号及び同条第10項)を受けて期限付きで実 施している。
- ・ 平成25年5月現在、14の国内CATV事業者、約65 万世帯でNHKワールドTVが視聴可能となっている。

【任意業務化に関する考え方】

- ・ 外国人向けテレビ国際放送を、国内在住の外国人や、 国内ホテルに滞在する外国人に視聴してもらい、認知 してもらうこと(内なる国際化への対応)も重要であり、 ひいては、海外における認知度の向上にも資するもの と考えられる。
- ・ 外国人向けテレビ国際放送の<u>国内CATV事業者等</u> への番組提供をNHKの恒常的な任意業務として位置 付けることを検討することが適当である。

第2章 国際放送(3)/ JIBのテレビ国際放送の現状と課題

(1) 現状

- 〇 平成25年4月現在、JIB独自番組は、広告料を財源として、週1枠、毎週金曜日に30分間放送(1日6回繰り返し)している。
- 〇 JIBは平成20年4月に設立され、平成22年度には単年度黒字を計上し、平成23年度には累損を解消。ただし、その収入構造は、<u>NHK関</u>連の売上が9割以上を占めている。
- JIB独自番組は世界一波での放送であることから、グローバル広告がメインとなり、広告のスポンサー獲得にも限界があるのが実情である。
- 平成23年度補正予算による<u>震災復興番組シリーズの放送は</u>、これまでNHKによるテレビ国際放送ではできなかった<u>官民が連携した我が</u> 国の情報発信のモデルケース。

(2) 課題

① JIBの独自番組の増加

- 独自番組の時間枠の拡大を 図ることが望ましいが、その ためには、<u>広告料の増収が</u> 課題。
- 広告のスポンサー獲得のためには、ホームページのアクセス数が営業の有効なツール。

② ローカライズの推進

- JIBの独自番組の<u>多言語化の</u> 推進(外国語字幕の付与等) 我が国の映像コンテンツを独自番 組として、外国語の字幕等を付与 し、現地放送局の放送枠を確保し て配信することが有効。
- 現地放送局の放送枠の確保 民間事業者によるコンテンツ海外 展開の主体として、その一翼を担う ことが期待される。

③ 官民が連携した我が国の 情報発信の拡大

官民が連携した我が国の情報 発信を継続的に取り組むため には、政府全体としての支援が 必要。

④ コンテンツ配信手段の多様化

伝送路、端末、視聴形態の多様 化<u>(TV Everywhere)への対応が</u> <u>不可欠な状況</u>。

(3) JIBの今後の位置付け

- JIB独自放送は1つのチャンネルで全世界をカバーしており、広告のローカライズが困難であるため、広告収入が伸び悩んでおり、JIBがNHKから自立することは、直ちには困難な状況である。
- JIBはNHKと異なり、制約なく自由に活動できる事業者として位置付けられている。独自番組の充実により広告収入の増加を目指すべきことは言うまでもないが、NHKからの自立という問題よりも、むしろ、インターネット利用をはじめとする伝送路の多様化への対応や、官民が連携した我が国の外国人向け映像情報発信への関与など、<u>日本の国際放送の試金石として、</u>その位置付けを活かした事業を進めるべく維持・発展させることが適当である。

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則(1)/ 民間放送を取り巻く環境等

1 民間放送を取り巻く環境

(1)テレビを取り巻く環境

- 視聴の簡便性、情報の信頼性、多様なコンテンツ等の特徴のあるテレビ視聴へのニーズは依然として大きい。
- インターネットや衛星放送が成長する中でも、地上テレビ放送は、<u>基幹メディアとして公共的役割を担い続ける</u>。
- <u>地デジ化投資が一段落し、経営は「一息ついている」状況</u>であるが、リーマンショック級の<u>経済変動があれば、</u> 経営が悪化する可能性は否定できないなど、先行きは不透明。
- <u>多元性・多様性・地域性の確保</u>を図りつつ、<u>厳しさを増す経営環境に対し、どのような制度上の措置を講ずる</u> ことが必要か、といった視点から考えていくことが重要。

(2)ラジオを取り巻く環境

- 受信機の設置・操作の簡便性、高い地域密着性等から、<u>基幹的メディアの役割を今後も担うもの</u>。
- 特に、東日本大震災により、<u>災害時メディアとして再評価されている</u>。
- 経営は、現状、先行きの見通しともに、テレビと比較して切迫した状況にある。
- <u>高い公共的役割を今後さらに適切に果たしていくため</u>にはどうすればよいか、という視点から、<u>社会的影響力の大きさ</u>(テレビとの比較を含む。)や<u>経営状況の厳しさといった事情を踏まえつつ検討</u>していくことが適当。

2 認定放送持株会社制度の導入の経緯

- 認定放送持株会社制度は、<u>持株会社によるグループ経営を、放送事業の経営の選択肢の一つ</u>とするため、 平成19年放送法改正で導入。
- 総務大臣の認定により、マスメディア集中排除原則の特例等※の法的効果が持株会社に与えられる制度。
 - ※ 地上基幹放送事業者を原則12まで子会社化することが可能となるマスメディア集中排除原則の特例(12地域特例)等
- 一般的には、制度活用のメリットとして以下を想定。
 - ① 資金調達の容易化、② 経営資源の効率的運用、③ 連携ニーズへの柔軟な対応、
 - ④ 放送事業運営の安定性確保、 ⑤ 競争力の強化

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則(2)/ 認定放送持株会社制度の活用状況等

1 認定放送持株会社制度の活用状況

- 現在、<u>キー局系の4つの持株会社が認定</u>を受けており、いずれも地上テレビ局、BSテレビ局を子会社化。
- <u>12地域特例の活用実績はない</u>。他方、マスメディア集中排除原則の「支配」に該当しない範囲(1/3以下)で、 認定放送持株会社がローカル局の議決権を保有する事例は広く見られる。

2 認定放送持株会社制度の現時点での評価

- 認定放送持株会社各社からは、「キー局、系列局、衛星放送の<u>経営基盤の強化や競争力の向上につながった」</u> 「<u>業務執行の迅速性や人的移動の自由度が向上</u>」「<u>地上波、衛星放送、インターネット等の相互間で効率的な</u> コンテンツ利用が可能になった」「アニメ等の海外流通に迅速に対応できる」等の評価。
- これまでのところ、グループの経営基盤の強化という本来の目的に沿って有効活用されていると評価できるもの。

3 制度見直しの基本的な視点

- 〇「ローカル局をキー局が救済する制度」との見方にとらわれず、<u>幅広い活用を想定した制度</u>であることを再確認。
- マスメディア集中排除原則の在り方を含めた全般的な検討が必要。
- 短期的検討と中長期的検討の区別の必要性

テレビ・ラジオは今後も基幹メディアとして公共的役割を担うもの。

- → 放送の多元性・多様性・地域性の実現という、マスメディア集中排除原則の趣旨・目的は今後も堅持すべき。
 - ・ 経営環境の変化や事業者の具体的ニーズを踏まえ、放送の多元性・多様性・地域性への影響を比較衡量の 上で、一定の要件の下で特例を認めることが重要。
 - ・ 事業者の具体的ニーズがまずあるべき。事業者から、経営の現状についての具体的な事実認識、今後の課題についての説得力ある分析、熟度の高い制度活用のニーズ等が示されることが重要。
- ① 差し迫った経営上の課題への対応であって、放送の多元性・多様性・地域性への影響が相対的に軽微と 考えられる場合 → 短期・柔軟に措置
- ② 経営環境の変化やニーズを継続的に把握しながら対応すべき事項や、放送の多元性等への影響が相対的に 大きい場合 → 中長期的に検討

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則(3)/ 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方①

ア 議決権保有規制

- ○「支配」の定義の緩和は、マスメディア集中排除原則の理念・運用の根幹に関わるもの。会社法上は、議決権 保有比率1/3超で重要事項に決定的な影響力を有するにもかかわらず、放送法上で同じ比率を「支配」に該当 しないとすることは妥当性が問われる。
 - → 「支配」の定義自体の緩和でなく、どこまでその特例を認めるのかという観点から、比較衡量で検討すべき。
- 〇 切迫した経営上の課題への対応が必要。
 - 認定放送持株会社が上限(1/3)近くまでローカル局の議決権を保有する事例が既に6件発生。
 - 地方経済の低迷で、地元で株式の他の引受け手の確保が困難。持株会社に依頼せざるを得ない状況。
- 12地域特例の枠内であれば、放送の多元性・多様性・地域性への影響が相対的に軽微。
 - → 12地域特例の枠内で、1/3から1/2までの議決権保有を認める特例を措置。【早急に制度上の措置を講すべき項目】
- 議決権保有規制の在り方については、規制緩和に積極的な立場、慎重な立場のそれぞれから議論があった。 特にローカル局の経営統合の方向性に関し、キー局と系列ローカル局との経営統合(いわゆる「縦」の統合)を 志向する緩和論、同一放送対象地域内における系列を超えたローカル局同士の統合(いわゆる「横」の統合)を 志向する緩和論が示された。
- いずれの規制緩和についても、ニーズの切迫性、放送の多元性・多様性・地域性への影響を考慮し、引き続き検討。

イ 役員兼任規制

- 特に地方で放送局の運営に通暁した人材が限定。現在の基準内(1/5)での人材確保が困難。
- 12地域特例の枠内であれば、放送の多元性・多様性・地域性への影響が相対的に軽微。
 - → 12地域特例の枠内で、認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任を可能と する特例を措置。[早急に制度上の措置を講すべき項目]
- 株式会社の取締役会の役割、機能、態様が多様化する中、<u>役員兼任による支配関係の定義を法律に一律に定義することが難しくなっているとの指摘</u>を踏まえ、役員兼任に係る特例措置の要否と併せ、かかる<u>支配関係の定</u> <u>義について一層の明確化及び柔軟化を図るための規定の整備を検討</u>することも肝要。「早急に制度上の措置を講すべき項目〕
- さらなる規制緩和は、ニーズの切迫性や放送の多元性・多様性・地域性への影響を考慮し、引き続き検討。

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則(3)/ 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方②

		現行制度	研究会取りまとめ
	0~1/3	0	0
議決権保有	1/3~1/2	×	認定放送持株会社は、 12放送対象地域まで〇
	1/2超	認定放送持株会社は、 12放送対象地域まで〇	認定放送持株会社は、 12放送対象地域まで〇
	1/5まで (除代表役員等)	0	Ο
役員兼任	1/5超 または 代表役員等	認定放送持株会社と その子会社との間では〇	認定放送持株会社との間では、 その子会社に限らず、 12放送対象地域まで〇

ウ 認定放送持株会社制度の12地域特例(「12」の枠の在り方)

- 12の枠の拡大については、拡大による再編のコストメリットの増大が期待される一方、<u>現時点で活用実績がない</u>ことに対する指摘、議決権保有比率に係る支配の基準の見直しと併せて考えるべき等の意見あり。
- 12の枠内での、前出のア(議決権保有規制)、イ(役員兼任規制)の特例措置の検討が肝要。その上で、ア、イの 在り方を引き続き検討することと併せて、さらに検討することが適当。

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則(3)/ 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方③

工 資産割合制度

- 〇 資産割合制度は、放送の公共性を担えないような者による<u>認定放送持株会社制度の濫用を防止し、放送の公共性を担保する点で一定の意義を有するもの</u>で、その必要性は現時点でも不変。
- 〇 「放送関連の資産が総資産の常時1/2超」といった制度の根本的な要件は、引き続き堅持することが適当。
- 「<u>株式の取得価額」以外の資産であっても放送用資産と認められるものについては分子計上を可能とする等の制</u>度の詳細の改善について、事業者から詳細な事実関係を聴取し、必要な措置を講ずることが適当。

_____ 【早急に制度上の措置を講ずべき項目】

オ マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送に係る特例

- 地上基幹放送事業者やその支配関係者は、BS放送と東経110度CS放送の別ごとに上限が設定されていること について、上限の緩和要望あり。
- 「放送サービスの高度化に関する検討会」を踏まえたスーパーハイビジョン(4K/8K)の推進に関し、衛星放送の 将来像の検討が見込まれている。衛星基幹放送等のマスメディア集中排除原則の在り方については、こうした点を 踏まえて検討していくことが必要。

今後の進め方



- 早急に制度上の措置を講ずることが適当とした項目
 - ⇒ 第一次取りまとめの後、速やかに法制化等に向けた検討に着手すべき。
- ・ 今後の課題として引き続き検討することとした項目
 - → 法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当。

カ ラジオを巡る状況への対応

〇 「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」を踏まえ、<u>本研究会の第一次取りまとめ後、経営の合理化等に早期かつ積極的</u> <u>に取り組もうとする放送事業者</u>が、<u>事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことが可能となるような、新たな制度整備の検討に着手</u>。

第4章 NHKのインターネット活用業務(1)/ 現状

1 現状

- NHKの業務範囲は、放送法第20条で規定。テレビ・ラジオは「必須業務」(同条第1項)とされているのに対し、 インターネット活用業務は「任意業務」(第2項)と位置付けられ、一定の規律の下に実施。
- NHKは、ブロードバンドの普及や新たな技術革新に伴い、インターネットを活用した業務を順次実施。

主な実施例:

- ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)
- ・ 災害情報に関する放送番組のインターネット同時配信
- ・ ラジオ・テレビ国際放送のインターネット同時配信
- ・ 放送した番組(既放送番組等)のインターネット配信
- ・ オリンピックの放送対象外競技のインターネットライブ配信 等

2 NHKからの要望

○ NHKはハイブリッドキャストに代表される放送・通信連携サービスを含め、新たなインターネット活用業務を 展開したいという意向を持っており、これらの業務について制度上の位置付けを改めて整理する観点から、要 望が提出されたもの。

第4章 NHKのインターネット活用業務(2)/ NHKの要望事項に関する基本的考え方

(1) 基本的方向性

- 諸外国の状況や利害関係者(民放連、新聞協会)も一定の理解を示しているということを踏まえ、国民・視聴者が情報通信技術のイノベーションの成果を一層享受することができるようにする観点から、NHKはこれまで以上に積極的にインターネット活用業務を展開することが適当。
- O ただし、NHKは放送を行うために設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定にインターネット活 用業務を実施できるとすることは適切ではない。

(2) 判断の基準

- インターネット活用業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについて、以下の3基準にしたがって判断することが適当。
 - (1) 公共性が認められること
 - → NHK・民放の二元体制の中で、NHKが公共放送の役割としてやるべき業務であるか否かといった 視点で検証。
 - (2) 放送の補完の範囲にとどまるものであること
 - → NHKは放送を行う目的で設立された、受信料を主たる財源とする特殊法人である以上、実施可能なインターネット活用業務は、「放送の補完」にとどまるべき。具体的には以下の点を検証。
 - ア)放送番組と密接関連性があるか 番組編集用に収集された素材か、番組と連動して又は一体で提供されるかといった視点から検証。
 - イ)支出規模 受信料財源を毀損しない範囲の支出規模であるか否かを検証。
 - (3) 市場への影響の程度
 - → NHKのインターネット活用業務が関連市場に与える影響について、考慮することが必要。影響が相 当程度ある場合、その程度に応じて所要の措置をとる必要があり、その措置の合理性について検証。

第4章 NHKのインターネット活用業務(3)/個別要望事項に関する考え方

要望項目	内容	判断結果
ラジオ放送番組のイン ターネット同時配信	認可期限終了(平成26年3月末)後も引 き続き実施を要望。	認可期間終了後も <u>継続して実施することが適当</u> 。 (難聴対策として高い公共性。既に民放も同様の業務を実施しており、 継続することによる市場への影響低等。)
オリンピック等の放送対 象外競技のライブ配信	ロンドンオリンピックについて、認可を 受けて実施したが、今後、同様のケー スでも実施を要望。	オリンピックについては問題ないが、それ以外の同様の業務実施については、明らかになった時点で検証が必要。 (公共性あり、追加コスト低等。五輪以外のものは別途個別に要検証。)
災害情報や防災等に資 する情報の積極的提供	災害情報や防災・減災に資する情報を、 今後も積極的にできるよう、制度上明 確化を要望。	災害情報については問題ないが、防災・減災情報については、 その内容が明らかになった時点で検証が必要。 (公共性高、市場影響低、密接関連性あり、等。)
既放送番組等の無料提 供期間に係る制約廃止	既放送番組等の無料での提供について、提供期間の制約(放送終了後1か月程度)の廃止を要望。	支出規模は「業務の実施基準」で「40億円程度」の上限があり、 提供期間に係る制約を廃止しても問題ない。 (公共性あり、市場影響低、密接関連性認められる(現在放送との関連まで 求められていない)、支出規模はむやみに拡大しないよう配意が必要。)
業務ツールとしての インターネット活用	NHK主催イベントのライブ中継を2例 に限り実施中。今後、他イベントでも実 施するため、業務規定上明確化を要望。	範囲・趣旨が不明確であり、 <u>要明確化</u> 。その上で個別判断。 <u>業務ツールであることのみをもっては認められない</u> 。
ハイブリッドキャスト の提供	今後、十全に実施できるよう、番組関 連資料の放送と同時のネット配信をで きるよう要望。	まずは個別具体的な業務内容の明確化が必要。その上で、 <u>先導的役割を果たすことを基本</u> としつつ、ルール明確化に取り 組むことが必要。
インタラクティブな 学校教育コンテンツ提供	学校向け教育番組に関して、インタラク ティブな学習コンテンツをネットで提供 することを要望。	範囲・趣旨が不明確であり、 <u>要明確化</u> 。その上で個別判断。 独自コンテンツ要素が強いものは認められない。
VOD事業者への番組 提供への区分経理適用	BtoC※だけでなく、BtoB※についても同じ区分で経理することを要望。	上の基準とは別に判断。権利処理等共通的に経費発生しており、 受信料財源毀損防止のため、 <u>同一区分経理の必要性あり</u> 。

第4章 NHKのインターネット活用業務(4)/制度の在り方

ア 業務範囲規律の方法

- NHKの業務範囲の規律に関しては、現在、
 - (1) 放送法において個別の業務として規定(テレビ放送、ラジオ放送等)、
 - (2) 個別に総務大臣が認可(ラジオ放送番組のインターネット同時配信、オリンピックの放送対象外競技のライブ配信等)、
 - (3) NHK自らが策定し総務大臣の認可を受ける(既放送番組等のインターネット配信) といった方法が採用されている。
- 一方で、インターネット活用業務が多様化する中、新たな業務を手がけようとする都度、各業務の位置付けの 整理が複雑化し、混乱を招きかねない状況。
- 〇 <u>業務範囲や規律の体系を簡素化、明確化、透明化する観点から</u>、(3)の手法を敷衍し、「既放送番組等」のみを対象とするのでなく、<u>包括的な「実施基準」をNHKが自ら策定して認可を受ける新たな方法が考えられる</u>。
 - ※ この場合、業務の実施を事後的に検証し、見直す仕組みの導入も併せて検討する必要がある。
 - ⇒ 視聴者や利害関係者の苦情・意見を適切に処理する仕組みや、「実施基準」を一定期間ごとにレビューする仕組み等。
- どの方法を採用するかは、業務の認知度、法技術的になじむかどうか、機動的な対応が求められているかどう かといった視点から総合的に検討することが必要。

イ 事前審査に係る「第三者機関」について

- 民放連及び新聞協会から、NHKが実施するインターネットを活用した業務について、事前審査を行う「第三者機関」の仕組みの導入の検討について提案あり。
- しかし、導入している諸外国(英独)でも審査に時間が掛かることや膨大なコスト、審査機関の事務的負担の増大等の課題が指摘されており、十分慎重に検討することが必要。